

議長	それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、地区担当委員の浅見豊樹推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、5月19日、小川英之委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字坂石字梨本地内にある畑1筆871㎡で、現況は、保全管理されている状況です。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、白菜、玉ねぎなどの露地野菜を作付けするということです。 また、通作については自宅に隣接している場所ということです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、浅見豊樹推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、大字坂石地内在住です。このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 譲受人の農作業の経験については、5年の経験があります。 譲受人からは白菜、玉ねぎなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、自宅の隣接地ですので問題はありません。

	こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。申請年月日は、令和8年5月7日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を所有しております。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました小川英之委員、何かございますか。
5 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、何かご意見、ご質問等ございますか
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について、地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推4番	農地法第3条の整理番号3－2について5月21日、綿貫由美子委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字平松字東原地内にある畑1筆1, 571㎡のうち1, 000㎡で、現況は、保全管理されている状況です。 借受人は、申請地を借受け農業経営を開始するために申請されるこのこ

	とです。 借受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、エゴマ、ハウレンソウなどの露地野菜を作付けすることです。 また、通作については、会社から車で約20分、自宅から車で8分の場所とことです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、借受人への賃借権設定については、適当であると考えます。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。 借受人は、飯能市内で建設業を営んでいる法人です。このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 借受人の農作業の経験については、2年の経験があります。 借受人からはエゴマ、ハウレンソウなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、会社から車で約20分、自宅から車で8分の場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を借り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和8年5月7日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、農作業機械についてはトラクター1台、耕うん機1台をリースしております。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました綿貫由美子委員、何かございますか。
7 番	特にございません。

議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について、何かご意見、ご質問等ございますか。
2 番	確認ですが、借受人である法人は、今回の案件をきっかけに農業経営を開始するということでしょうか。
事務局	お質しのとおりです。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－3について、地区担当委員の塩野吉正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推5番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3－3について、5月22日に大久保博司委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字上名栗字中海戸地内にある畑1筆737㎡で、現況は、露地野菜などが作付けされている状況です。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、じゃがいも、玉ねぎなどの露地野菜などを作付けするということです。 また、通作については拠点地から徒歩1分の場所ということです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、塩野吉正推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、坂戸市に自宅がありますが、大字上名栗地内に所有する居宅と合わせて、二拠点で生活をしています。 このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 譲受人の農作業の経験については、1年の経験があります。 譲受人からはじゃがいも、玉ねぎなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、大字上名栗地内に所有する居宅から徒歩で約1分の場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和8年5月7日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機3台、鍬5本を所有しており、耕うん機を導入予定です。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました大久保博司委員、何かございますか。
10番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】

議長	無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－3 について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5－1 について、地区担当委員の柏崎光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推 3 番	農地法第 5 条の整理番号 5－1 について、5 月 23 日、大野忠司委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字下赤工字長石須地内にある畑 1 筆 492㎡です。 農地の現況は、露地野菜が作付けされていました。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 現地調査の報告を終わります。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5－1 について補足説明いたします。 現地の状況については柏崎光一推進委員の説明のとおりです。 申請人は、さいたま市岩槻区内で家具の製造・販売およびリフォーム・建築工事を主な事業としている法人です。 この度、さいたま市岩槻区内にある事業所および工場の老朽化に伴い、建て替えを検討したところ、都市計画法および建築基準法に抵触しており、現地での再建築が不可能であることが判明しました。

	そこで、新たに315㎡ある敷地を取得しましたが、旧敷地の面積である453㎡と比較して、面積が縮小していることから、木材等の資材置場としてのスペースが不足しております。 また、その木材の一部は飯能市名栗地区で仕入れていることから、申請地は名栗からの搬入にも利便性が高く、加工までの保管場所として最適です。 その他、当該土地は、申請者である法人の役員の自宅からも近い距離にあり、防犯上も適しています。 そうしたことから、当該申請地を資材置場といたく申請をするものです。 申請年月日は、令和8年5月7日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、資金調達計画として、借地代、建築費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことではないと考えております。 8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました大野忠司委員、何かございますか。
1 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
5 番	確認ですが、新たな事業所となる場所はどちらになりますでしょうか。

事務局	埼玉県越谷市になります。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
推 7 番	申請地の西側の隣接地は、貸渡人の所有農地という理解でよろしいでしょうか。
事務局	お質しのとおりです。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5－1 について、許可すべきものとして賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、報告第 1 号農地法第 5 条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件 4 「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和 8 年 5 月飯能市農業委員会総会を閉会します。